



佐賀県高等学校  
教職員組合

〒849-0916 佐賀市高

木瀬町東高木 227-1

発行人 佐賀県

高等学校教職員組合

TEL 0952-31-7711

FAX 0952-31-7713

メール: sakoukyoso@

chime.ocn.ne.jp

<http://sakoukyoso>

[.s1008.xrea.com/](http://sakoukyoso.s1008.xrea.com/)

お知らせ

【県教委交渉】

1 回目  
10月20日(木)  
14:00 開始  
市町会館

2 回目  
10月24日(月)  
15:00 開始  
県庁新館 11 階

※当初、2回目  
交渉を10月27  
日と案内をして  
いましたが、24  
日に変更となり  
ました。

# 教員の未配置は教育に穴があく 実態調査にご協力をお願いします

教員不足がいつそう深刻になっていま  
す。10月8日に開催した佐高教組中央委員  
会でも、「休職者の代替が見つからず、同じ  
教科の私が対応せざるを得ない」と欠員の  
まま教職員の奮闘によりカバーしている実  
態が報告されました。この他に執行部が把  
握している事例として、「夏休み前、精神疾  
患になった講師の先生が夏休み明けに職場  
を離れる事になった。後任は見つかってい  
ないまま仕事をすするしかなく、同教科の職  
員で授業を対応している」「理科講師がな  
かなか見つからず80歳を過ぎた先生に来ても  
らっている。授業はお願いできるが、その  
他の校務分掌については配慮が必要なた  
め、その他の先生方で補っている」などが  
あります。この他にも、本部でつかみ切れ  
ていない切実な実態があると思います。

全教・教組共闘連絡会が教職員未配置調  
査結果(5月1日時点)を記者発表した際  
は多くのマスコミやネットで取り上げら  
れ、注目を集めました。

文科省は「教師不足」調査を新たに実施  
せず、各都道府県・政令市教育委員会に聞

き取ったのみですが、その中でも「多くの  
自治体で厳しい状況」になっていると文科  
大臣も認めざるを得ない事態です。文科省  
は休眠免許活用等呼びかけますが、抜本的  
解決にはつながりません。全教は「教育に  
穴があく」(教職員未配置)の実態につい  
て、10月1日時点の調査を実施し、前回  
調査(5月1日時点)からの変化を明らか  
にするとともに、世論に訴え、改善・解消  
につなげたいと思います。

## 初任給、若年層給与月額の上上げ

### 佐賀県人事委員会報告

佐賀県人事委員会は10月11日、職員  
給与等に関する報告・勧告をおこないまし  
た。職員給与が民間給与を下回る834円  
の較差を解消するため、初任給と若年層の  
給与月額を引き上げます。また、期末手当  
と勤勉手当の支給月数を0.10月分引上げ  
ます(4.30月分から4.40月分へ)。これ  
により、12月の勤勉手当が現行の0.95月  
から1.05月と変更になります。

「教育に穴があく」問題の解消は待ったなし  
の状況です。QRコードからグループフォー  
ムで入力・回答できます。実態調査のとりくみにご  
協力いただきますようお願いいたします。



やりがいだけでは・・・



報告には会計年度任用職員の期末勤勉手当  
の支給月数のあり方について検討が必要と課  
題を指摘しています。勤務環境の整備につい  
て、長時間勤務の縮減や年次休暇の取得を促  
進することが課題としてあります。  
教職員の多忙化は教員未配置問題とも結び  
付いており、対策は不可欠です。これらの課  
題をふまえて、秋季県教委交渉に臨みます。

## 第722回中央委員会報告

10月8日(土)第722回中央委員会を開催しました。会場参加12名、オンライン参加9名、委任状24名で開会しました。情勢報告では長引くコロナ禍の問題や、国葬問題、地域部活動への移行の問題などを報告し、9月末までの活動経過報告をおこないました。

分会から寄せられた相談を事例に、『病休』の取り扱い方の相談に対して説明をしました。病気休暇は、医師の証明書等に基づき90日以内、1時間、30分単位でとれ、7時間45分で1日換算されることを説明しました。短期の病休をとったことで給与に影響することはありません。ただし、土曜・日曜・休日を除き30日を超える(ボーナス基準期間6ヶ月内)と勤勉手当がその日数に応じて減額されることを説明しました。私たちの権利について早急に資料をまとめ、認識を深めていく必要があります。

1号議案【組織拡大について】8月に開催した「組織拡大交流集会」の当日資料を編成したものを配布。組合の意義を再認識することを地道に取り組み、職場トラブル等で頼りになる存在をめざし、働きすぎを解消する役割を果たし、各分会で3名の拡大を目標に声かけをおこなうことを確認しました。

2号議案【分会・専門部活動について】役付職員評価の取り組みについて、未組合員にも取り組む事を提案しましたが、『役職評価は組合員の特権であり、逆手に取られる可能性もあるのではないか』『分会の意見を聞く必要がある』『意見の偏りがあるかも知れない』との意見が出され、今回は組合員の実施へと修正しました。

3号議案【秋年末闘争の課題】全教勤務実態調査を組合員から対象者を限定して取り組むこととし、秋季県教委交渉の日程が変更となったことや、教育全国署名、養護教諭複数配置署名、教職員要求アンケートに取り組むことを確認しました。

4号議案【役員選挙】選挙管理委員会の運営と選挙規定、担当輪番表について説明しました。

5号議案【共済加入促進の取り組み】キャンペーンを11月末まで延長することと、12月からの新たなキャンペーンに取り組むことにします。今回の中央委員会では10名の新規組合員の加入が承認され、3名以上共済加入を達成した分会が2校となりました。職場で共済カフェの取り組みを推進します。

### 分会からの発言

☆再任用制度について50代職員に対して丁寧な説明を県が行うよう求めてほしい。

☆勤務時間外の電話の取次ぎの現状。

☆出退勤システムのICカードの未配付の問題。

今回の会議日程に関しては、学校行事の日程を十分に確認できていなかったため出席者が少ない結果となってしまいました。お詫び申し上げますと共に、今後に活かしていきたいと思っております。



**【人事異動について】** 不当人事110番を中央委員会で配布しました。人事異動は「希望と承諾」の原則があり、組合では不当人事の排除について取り組んでいます。**【重点異動・留任】**のご相談がある先生は、分会または本部直接ご連絡ください。管理職に対してはあいまいな返事をせず、自分の希望をはっきり伝えましょう。対話の中で不適切な発言があった場合は軽視せず、本部へご相談ください。困りごと、相談、訴え、人事に関わるどんなことでも、まずはご一報ください。

**【役職評価について】** 質問項目はあまり変えていませんが、A4用紙1枚にまとめ回答欄を整理しました。回答しやすい方法にと思い変更しておりますので、ご意見、ご要望は書記局へご連絡ください。

書記局に上がってくる管理職の問題点に関して、ハラスメントにあたるのではないかと心配される事案も多くあります。教職員・労働従事者として、管理職の自覚の高揚につながるよう、評価を形にし、県に届けたいと思っております。下部の自由記述欄にも、その評価となった理由等お書き頂ければ、県教委に報告する際の参考になりますので、ご協力お願いいたします。11月30日のメ切としておりますので、早めに取り組んでいただければ、報告が早くても結構です。ご協力お願いいたします。

## パソコンの故障、おいたちが弁償せないかんと! ?

先日分会からこんな問い合わせがありました。

「職場で配布されているパソコンの故障が頻発しているらしく、事務長が『こんなに故障が多かったら、もう先生達に弁償して貰わないといかん』と言ったが、問題ではないか」。

あれこれ積もった感情から思わず言ってしまったのでしょうか。実際に修理費を払わされると言う事例ではありませんが、放っておけない発言です。

以前も新聞でもお伝えしたように、学校管理下における故障や、破損については重大な過失がない限りその責任は国または公共団体が負うことになっています。皆さんの職場では修理費等を支払わさせられた事はありませんか? 鍵がこわれたからホームセンターで直してすませたけど実は自腹でしたとか、そういうのも見過ごさずにいたいものです。お互いに注意喚起ができる職場づくりも大切にしたいですね。もし、そう言った事例がある場合、本部にご連絡ください。

管理職として「何か困った事があったらこっちで対応するから、先生達は安心して自分の仕事して下さい」と言ってもらえたら、お互いが心地よく仕事ができると思います。

第一条 国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。(国家賠償法第1条第1項)

## 集いあい、学びあう 活動紹介

### ソフトボール大会



中国四国九州ブロックソフトボール大会が10月8日(土)、香川県で開催されました。唐津特別・中原特別などで編成したオール佐賀チームが参加。香川県・岡山県代表と対戦し善戦しましたが勝利には届きませんでした。遠路の移動などご苦労も多かったことと思います。ご苦勞様でした。

県内でのスポーツレクリエーションを今後も発展させていきたいと考えています。皆さんがやってみたいアイデアを募集しています。企画立案にも協力して頂けるととても嬉しいです!

### 共済カフェ



10月4日(火)、中原特別支援学校で「共済カフェ」をおこないました。お昼ごはんとお菓子、飲み物を用意して、全教共済の仕組みや給付の制度などを執行部より解説しました。未組も含めて15人参加。保険と共済の違いや、なぜ組合が共済をするのかなど深く学びました。未組合員の参加もあったので、組合の必要性や社会構造の問題も説明しました。参加した先生の中には、「以前見直しを行って、月々の掛け金がすごく安くなった」と自身の体験から話が盛り上がり、まだ共済に切り替えていない先生も、検討をしてみると言ってもらえました。医療共済、生命共済も安い掛金で充実した内容になっているので、保険の支払いに不満のある先生は是非ご検討ください。



### ちひろカレンダー（2023年版）

ご自宅用、贈答用にいかがですか？

組合員価格 1000円 問い合わせは高教組へ

（分会に贈呈として1本ご用意します）

12月10日の人事対策委員会で会議参加者へお渡しするか、職場にお届けにまいります。

### 執行委員リレーエッセイ（今回は天声人語風）

### 飲み会とコロナ禍と私

田口弘毅（伊万里特別支援学校）

コロナ禍が丸3年になろうとしています。この間さまざまな生活様式の変容がみられましたが、なかでも「飲み会の減少」は大きな変化だと感じます▼感染拡大防止策として飲み会の禁止・自粛が当たり前になりました。そもそも飲み会にまつわるマイナスの事象は、パワハラ・セクハラ、暴力・暴言、飲酒運転など枚挙にいとまがなく、飲み会の減少は社会的にも歓迎すべきことかもしれません。コロナ禍直前の冬には、「忘年会スルー（＝飲み会に参加しない若者が増えている）」と話題になっていましたね。若者に限らず飲み会がもともと好きでない人にとっては、コロナ禍による飲み会の自粛は大歓迎だったことでしょう▼一方、飲み会大好きな私にとってはどうか。実は大きなメリットがありました！①お金が貯まった。特に節約したわけでもないのに不思議。今までどれだけ使っていたのだろう。②休日を有効に使えるようになった。飲み会の翌日は昼まで寝ていることが多く、家のことや自分のことを、他人任せや後回しにしていたな（反省）▼私は、決して飲み会が嫌いになったわけではありません。コロナ禍にあっても、感染状況を注視しつつ、主に地元で少人数の飲み会を細々と繰り返しています。ただ、コロナ前のような飲み会生活に再び適応する自信は、今はもうありません。

## 全教共済 秋募集

秋募集では、医療共済、生命共済、傷害共済の新規加入が出来ます。加入口数の変更は6月におこないます。今回の新聞に医療共済のチラシを折り込んでいます。締め切りは11月30日です。総合共済、火災共済は随時加入が出来ます。

## キャッシュバックキャンペーン

11月30日まで延長！

- ①新採者が組合と共済に加入すると20,000円キャッシュバック
- ②組合に入っていて総合共済に未加入の方が加入すると3,000円キャッシュバック
- ③分会で3名の共済加入を達成すると10,000円相当のギフトをプレゼント

## 「医療共済」にご加入の方へ

新型コロナウイルス感染症による入院は、入院給付金の請求の対象となります。ホテル・自宅療養の場合も、証明書を提出していただくことで給付の対象として取り扱います。「みなし入院特例」として症状の有無を問わず一律5日間以上の入院とみなして入院給付金が給付されます。ただし、重症化リスクが高い方については、診断日以降の期間を入院とみなして給付金が支払われます。添付書類については全教共済WEBページをご確認ください。2022年10月11日以降に新型コロナウイルス陽性と診断された方から適用されます。この「みなし入院特例」は2023年7月31日までの自宅療養について適用します。対応窓口としてコロナ特例ダイヤル 050-3177-0140 が開設されました。期間限定の対応で現時点では終了時期は未定です。